

【子育て世代包括支援センター設置について】

令和3年2月16日
庁 議 資 料

目的及び法的位置づけ

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、子育て世代包括支援センター（母子保健法 第22条）が新たに規定された。
なお、子育て世代包括支援センターは地域ごとに関係機関と情報を共有し、連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保する仕組みを指します

実施主体、対象及び実施場所

- 実施主体は、狛江市（健康推進課）
- 対象者、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者（実情に応じて18歳までの子どもと保護者）
- あいとびあセンター（狛江市元和泉2-35-1）



事業内容

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
 - ア 妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、面接や電話等により妊産婦等と定期的に連絡をとることにより、身体的・精神的状態、生活環境等を継続的に把握する。
 - イ 妊産婦等の支援台帳を作成する。
 - ウ 関係機関に出向き、積極的に情報の収集に努める。
 - エ 子育て家庭の個別のニーズを把握し、相談支援の記録を蓄積する。
- (2) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
複数の施設・場所で役割分担をして実施する場合においても、相談を受けた施設・場所において、担当外の相談内容も含めて聞き取り、センター間で必要な情報を共有し、(3)及び(4)の支援を行うこと
- (3) 支援プランを策定すること
必要に応じ、個別の妊産婦等を対象とした支援プランを策定する。
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと
上記に加え、母子保健事業や子育て支援事業を行うことができる。



粕江市子育て世代包括支援センターを健康推進課に設置します

子育て世代包括支援センターでは、健康推進課、子ども家庭支援センター、子ども政策課、子ども発達支援課、児童育成課で実施する子育て支援事業の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います

妊娠中、子育て中、こんな悩みはありませんか？

妊娠中、産前産後、子育て期の

心配ごとの相談はこちらへ

保健師が相談をお受けします

時間 平日 8時30分から17時

場所 粕江市あいとぴあセンター1階
健康推進課保健予防係

相談方法 電話相談：03-3488-1181

個別相談：上記の電話で要予約



例えば…

妊婦さんやご家族が安心して出産・子育てができるよう、出産の準備、授乳や育児、お身体のことなど様々な相談に応じています。出産後も引き続き対応しています。

どこに聞いたらいいのかわからない、

子育てに関する様々な相談はこちらへ

**子ども家庭支援センタースタッフが
相談をお受けします**

時間 平日、土曜 9時から18時

場所 粕江市ひだまりセンター1階
子ども家庭支援センター

相談方法 電話相談：03-5438-6606

個別相談：上記の電話で要予約



例えば…

子ども家庭支援センターでは子育て中の不安や悩み、心配なこと、制度や手当に関する事など、様々な相談に応じています。

個別のニーズに合った保育施設、

保育サービス等の相談はこちらへ

**保育サービスコーディネーターが
相談をお受けします**

時間 平日 8時30分から17時

場所 粕江市役所3階
子ども政策課企画支援係

相談方法 電話相談：03-3430-1111

内線 2311・2312

個別相談：上記の電話で要予約



例えば…

保育を希望する利用形態（就労・病気・リフレッシュ等）に即した相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育サービスをご案内します。